

Kawasaki Report

川崎重工業株式会社 www.khi.co.jp 広報室 (東京) Tel. (03) 3435-2130
(神戸) Tel. (078) 371-9531

NO. 2003081

2003年11月19日

各 位

会 社 名 川崎重工業株式会社
コード番号 7012 東京① 大阪① 名古屋①
問合せ先 責任者氏名 : 財務経理部長 佐藤 提員
問合せ窓口 : 広報室
(TEL 03-3435-2130)

2010年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

平成15年11月19日開催の当社取締役会において、2010年9月30日満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行を決議しましたので、その概要につき下記のとおりお知らせします。

記

1. 社 債 の 名 称 川崎重工業株式会社 2010年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債 (以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)
2. 発 行 総 額 250億円及び本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る本社債額面金額合計額
3. 本 社 債 の 発 行 価 額 及び 募 集 価 格 本社債額面金額の100% (各本社債額面金額1,000,000円)。また、募集価格は本社債額面金額の102.5%とする。
4. 本 新 株 予 約 権 の 発 行 価 額 無償とする。
5. 払 込 期 日 及 び 発 行 日 2003年12月8日 (ロンドン時間)
6. 本 社 債 の 利 率 利息は付さない。
7. 本 社 債 券 の 様 式 無記名式新株予約権付社債券
8. 募 集 の 方 法 UBS Limited を幹事引受会社とする総額買取引受による欧州を中心とする海外市場 (但し、米国は除く。) における公募。ただし、買付けの申込は条件決定日の14時59分まで (ロンドン時間。日本時間23時59分まで) とするので安定操作可能期間は設けられないこととなる。

ご注意：本報道発表文は当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国における証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

9. 本新株予約権の内容

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転（以下当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を下記9.(4)②記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、商法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。

(2) 発行する本新株予約権の総数

25,000個及び本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る本社債額面金額合計額を1,000,000円で除した個数

(3) 本社債に付する本新株予約権の数

本社債を表象する社債券1枚に付する本新株予約権の数は1個とする。

(4) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額及び転換価額

①本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、各本社債の発行価額と同額とする。

②本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの額（以下「転換価額」という。）は、当初、当社の代表取締役田崎雅元又は代表取締役寺崎正俊が、当社取締役会の授権に基づき、当社と幹事引受会社との間で締結される引受契約の締結日に、引受契約締結日又はその前日の終値を、その40%以上60%以下の範囲で上回る値の範囲内で、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。

(5) 本新株予約権の発行価額及びその行使に際して払込をなすべき額の算定理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅し、かつ本社債が繰上償還されると本新株予約権の行使請求期間が終了するなど、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、上記9.(4)のとおり決定される当初転換価額を前提とした本新株予約権の理論的な経済的価値と、本社債に本新株予約権を付した結果、本新株予約権付社債全体の発行に際し、本社債の利率、発行価額等のその他の発行条件により当社が得ることのできる経済的価値とを勘案して、その発行価額を無償とした。本新株予約権付社債が転換社債型新株予約権付社債であることから本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額と同額とし、当初の転換価額は上記9.(4)記載のとおり決定される額とする。

(6) 転換価額の調整

転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数（但し、普通株式に係る自己株式数を除く。）をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行} \cdot 1 \text{株当たりの} \text{処分株式数} \times \text{発行} \cdot \text{処分価額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}} \right)}{1}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、及び当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる

ご注意：本報道発表文は当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国における証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目録見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

- 新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行等が行われる場合等、その他一定の場合にも適宜調整される。
- (7) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額中資本に組入れない額
本新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中資本に組入れない額は、転換価額（但し、上記9.(6)によって調整された場合は調整後の転換価額）より資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは当該転換価額（但し、上記9.(6)によって調整された場合は調整後の転換価額）に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。
- (8) 本新株予約権の行使請求期間
2003年12月22日から2010年9月16日（但し、本社債が下記10.(3)①②又は③のいずれかにより繰上償還される場合には、かかる繰上償還日の3営業日前の日とする。）の営業終了時まで（現地時間）。
- (9) その他の本新株予約権の行使の条件
当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、以後本新株予約権を行使することはできないものとする。また、各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (10) 本新株予約権の消却事由及び消却の条件
本新株予約権の消却事由は定めない。
- (11) 本新株予約権の期中行使があった場合の取扱い
本新株予約権の行使により交付する株式に対する利益配当金または中間配当金は、本新株予約権行使の効力発生日の属する配当計算期間（毎年3月31日及び9月30日に終了する各6ヶ月の期間をいう。）の期初に本新株予約権の行使の効力が発生したものとみなして、これを支払う。
10. 本社債の償還方法及び期限
- (1) 満期償還
2010年9月30日（ロンドン時間）に本社債額面金額の100%で償還する。
- (2) 買入消却
当社は、公開市場を通じまたはその他の方法により随時本社債を買入れ、これを消却することができる。かかる消却をする場合、当社は当該本社債に係る本新株予約権につきその権利を放棄するものとする。なお、当社の子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本社債を買入れ、当該本社債に係る本新株予約権とともにこれを放棄することができる。
- (3) 繰上償還
- ① 税制変更による繰上償還
日本国の税制の変更により、一定の特約に基づき、支払期日に追加額の支払義務が生じることを当社が受託会社に納得させた場合、当社は、一定の条件の下、その選択により、未償還本社債の全部（一部は不可）を本社債額面金額の100%で繰上償還することができる。
- ② 130%コールオプション条項による繰上償還
2006年12月22日以降、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、かかる終値のない日を除き連続する30取引日にわたり、当該各取引日に適用のある転換価額の130%以上であった場合、当社は、一定の条件の下、未償還本社債の全部（一部は不可）を本社債額面金額の100%で繰上償還することができる。
- ③ 当社が他の会社の完全子会社となる場合の繰上償還
当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、当社は、一定の条件の下、その選択により、当該株式交換又は株式移転の効力発生日前に、未償還本社債の全部（一部は不可）を本社債額面金額に対する

ご注意：本報道発表文は当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国における証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

下記の割合で表される償還価格で繰上償還することができる。

2003年12月8日から2004年9月30日まで	106%
2004年10月1日から2005年9月30日まで	105%
2005年10月1日から2006年9月30日まで	104%
2006年10月1日から2007年9月30日まで	103%
2007年10月1日から2008年9月30日まで	102%
2008年10月1日から2009年9月30日まで	101%
2009年10月1日から2010年9月29日まで	100%

④本新株予約権付社債所持人による繰上償還請求

本新株予約権付社債所持人は、30日以上60日以内の事前の通知をその保有する本新株予約権付社債券とともに支払代理人に預託することにより、当社に対し、2007年9月28日において、その保有する本社債を本社債額面金額で償還することを請求することができる。かかる償還を請求した本新株予約権付社債所持人は、当該本社債が償還されることを条件として当該本社債に付された本新株予約権を放棄したものとみなす。

- | | |
|--------------------|--|
| 11. 本社債の担保
又は保証 | 該当なし |
| 12. 財務上の特約 | 担保設定制限が付される。 |
| 13. 取得格付 | 該当なし |
| 14. 上場 | 本新株予約権付社債をロンドン証券取引所に上場する。 |
| 15. 代用払込に関する事項 | 商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号により、本新株予約権を行使したときは本社債の全額の償還に代えて当該新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込があったものとみなす。 |

ご注意：本報道発表文は当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国における証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

【ご参考】

1. 資金の使途

(1)今回調達資金の使途

手取金概算額 249 億 3 千万円については、当社の設備資金及び社債償還資金に充当する予定です。

(2)前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3)会社収益への影響

財務安定性の向上と金融収支の改善が見込まれます。

2. 株主への利益配分等

(1)利益配分に関する基本方針

当社は将来の成長に備え収益力と経営基盤の強化・拡充を図るため、内部留保の充実に配慮しつつ、株主の皆様へ安定的な配当を継続することを基本方針としています。

(2)配当決定に当たっての考え方

当該年度の業績及び上記の基本方針に基づき総合的に判断し、決定することとしています。

(3)過去 3 決算期間の配当状況

	平成 13 年 3 月期	平成 14 年 3 月期	平成 15 年 3 月期
1 株当たり当期純利益	△7.42 円	4.51 円	9.34 円
1 株当たり配当金	－円	－円	2 円
実績配当性向	－%	－%	45.9%
株主資本利益率	－%	3.7%	7.6%

(注) 各決算期の株主資本利益率は、当該決算期間の当期純利益を株主資本（当該決算期首の資本の部合計と当該決算期末の資本の部合計の平均）で除した数値です。

(4)過去の利益配分ルールの遵守状況

当社は、過去に行ったエクイティ・ファイナンスの際に公約した内容を遵守しています。

ご注意：本報道発表文は当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国における証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

3. その他

(1) 潜在株式による希薄化情報等

転換価額が未定の為、算出していません。

(2) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

① 行われたエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項なし

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成13年3月期	平成14年3月期	平成15年3月期	平成16年3月期
始値	123円	164円	132円	97円
高値	180円	220円	189円	157円
安値	109円	89円	80円	95円
終値	161円	132円	99円	117円
株価収益率	—	29.2倍	10.5倍	—

(注) 1. 平成16年3月期については、平成15年11月18日現在で表示しています。

2. 決算期の株価収益率は、当該決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値です。

以 上

ご注意：本報道発表文は当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国における証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。